

豊中市私立幼稚園教育振興・子育て支援事業補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の私立幼稚園に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、教育内容の充実を図るとともに、地域に根ざした子育て支援を推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 大阪府知事から認可された市内にある私立幼稚園（ただし、特定教育・保育施設を除く）の設置者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「対象事業」という。）の種類及びその内容は、別表「補助対象事業一覧」に掲げるものとする。

(補助金の額)

第4条 この要綱による補助金の額は、別表に定めるところにより算定した額とする。

(交付申込み)

第5条 補助金の交付を申し込もうとする者は、豊中市私立幼稚園教育振興・子育て支援事業補助金交付申込書（様式第1号）を、市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の申込書には、事業計画書（様式第2号）の他、必要な書類を添付しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金交付の申込みがあったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。この場合において、補助金の額は、概算額を決定するものとする。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 第7条及び第13条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付)

第9条 補助金は、概算額を市長が定めた時期に交付する。

(補助金の交付決定の変更等)

第10条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、

又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更交付の申し込み)

第 11 条 補助金の交付を受けた者（以下、「補助事業者」と言う。）は、第 5 条の規定による申し込みの後、事業内容に変更があったときは、豊中市私立幼稚園教育振興・子育て支援事業補助金変更交付申込書（様式第 5 号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第 12 条 市長は、補助金の変更交付の申込みがあったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の額を変更する必要があると認めたときは、補助金の変更交付の決定を行うものとする。第 6 条後段の規定は、この場合について準用する。

(変更交付決定の通知)

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金の変更交付の決定をしたときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第 6 号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、豊中市私立幼稚園教育振興・子育て支援事業補助金実績報告書（様式第 7 号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の報告書には、事業報告書（様式第 8 号）および事業収支決算書（様式第 9 号）の他、必要な書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、必要に応じて書類の審査等を行うことにより調査した上で、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第 10 号）により、その旨を通知するものとする。

(補助金の精算)

第 16 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた場合において、その確定額と既に受けた概算額とに過不足があるときは、市長が定めた期日までに不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査等)

第 17 条 市長は、補助金の交付に係る事務の適正な執行のため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員をして事業に係る帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申込みをしたとき。
- (2) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 市職員の指示に従わないとき。

(仕入控除)

第 19 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、様式第 11 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(細則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 2 月 28 日から実施する。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から実施する。

補助対象事業一覧

(別表)

補助対象事業区分	事業名	内容	補助基準額	
A 教育振興事業 (在園児対象)	1. 専門講師の派遣	外部講師を活用して、特色ある教育を実施する	5月1日現在在園児数	補助基準額
	2. 公開保育の実施	教育内容の充実のため、公開保育を実施する	~100人	450,000円
	3. 生活体験・自然体験事業	食育や菜園活動、読書活動や観劇・鑑賞等を通して、自主性や創造性、豊かな感性や協調性を育み、生きる力を養う	101人~150人	500,000円
	4. 世代間や地域との交流事業	地域の文化を伝える活動、地域に住む方々との交流 世代の違う方々との交流	151人~200人	550,000円
			201人~250人	600,000円
			251人~300人	650,000円
			301人~	700,000円
B 子育て支援事業 (地域の親子対象)	1. 育児・教育相談	未就園児の保護者、園児の保護者を対象にした相談事業	250,000円	
	2. グループ交流事業	親子関係が構築できるような取り組み 登録制による参加者募集 継続的な実施による親子ふれあい事業		
	3. 開放交流事業	保育室、園庭などを開放し、保護者同士、親子のネットワークを構築するような取り組み		
	4. 未就園児の親子の遊び場	未就園児の親子を対象に、幼稚園の教育的資源を活用して、遊びを通じて親の子育て力の向上を図る		
	5. 子育て情報の提供	保護者が自信をもって子どもと向き合うことを目的とした参加型学習会の開催や、未就園児の保護者向けに、親力向上のための講演会を実施するなど、安心して子育てできるような手立てを提供する事業 (親向け学習プログラムなど)		
C 研修事業	1. 教職員研修	教育内容の質向上のため、外部専門家及び講師を招聘し、直接教職員に指導を行うことや、講演会・研修会を実施する	5月1日現在在園児数	補助基準額
		園外での研修に参加し、教育内容の質向上に努める	~200人	70,000円
D 障害児保育事業	1. 障害児保育助成金	大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の交付決定に基づき、対象児童の教育実施のために担任の他に配慮した教職員の人件費を対象に補助をする(ただし、対象経費から府の交付決定額を減じる)	【基準額(20万円)に大阪府が交付決定した人数を乗じた額】と【実支出額(加配担当職員の人件費) - 大阪府の補助額】を比べて低い方の額	